

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	日立市

日立市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 日立市産業経済部農林水産課
所在地 茨城県日立市助川町1丁目1番1号
電話番号 0294-22-3111
FAX番号 0294-24-1713
メールアドレス nourin3@city.hitachi.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ニホンジカ、カラス、カモ、ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	日立市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積	被害金額
イノシシ	果樹	16.0 a	820 千円
	いも類	1.0 a	48 千円
	野菜	1.0 a	31 千円
	豆類	0.2 a	2 千円
	小計	18.2 a	901 千円
タヌキ	—	—	—
ハクビシン	果樹	3.0 a	66 千円
	野菜	1.0 a	51 千円
	豆類	3.0 a	35 千円
	いも類	1.0 a	27 千円
	小計	8.0 a	179 千円
アライグマ	果樹	2.0 a	79 千円
	野菜	1.0 a	60 千円
	いも類	1.0 a	7 千円
	小計	4.0 a	146 千円
ニホンジカ	—	—	—
カラス	果樹	150.0 a	423 千円
カモ	—	—	—
ヒヨドリ	果樹	175.0 a	864 千円
合計		355.2 a	2,513 千円

(2) 被害の傾向

・イノシシ

夏から秋にかけて、市内全域でいも類や野菜への食害とともに、田畑を掘り起こす被害が発生している。また、居住地域への出没も目撃されており、生活環境への被害も懸念される。

・タヌキ

被害の報告はないが、近年、捕獲頭数が急激に伸びており、今後の被害が懸念される。

・ハクビシン及びアライグマ

野菜や果樹等への被害が、年間を通して発生している。また、住宅の屋根裏に侵入するなど、生活環境への被害も発生している。

・ニホンジカ

現時点で被害の報告はないが、目撃情報が寄せられており、農業及び林業への被害が懸念される。

・カラス及びヒヨドリ

市西部の中里地区において、リンゴやナシなど果樹への被害が増加している。また、市北部にある牛舎では、牛を突くことによる損傷なども報告されている。

・カモ

被害の報告はないが、水稲への被害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

対象獣種	指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	被害面積	18.2 a	16.4 a
	被害金額	901 千円	811 千円
タヌキ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
ハクビシン	被害面積	8.0 a	7.2 a
	被害金額	179 千円	162 千円
アライグマ	被害面積	4.0 a	3.6 a
	被害金額	146 千円	132 千円
ニホンジカ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
カラス	被害面積	150.0 a	135.0 a
	被害金額	423 千円	381 千円
カモ	被害面積	—	—
	被害金額	—	—
ヒヨドリ	被害面積	175.0 a	158.0 a
	被害金額	864 千円	778 千円
合 計	被害面積	355.2 a	320.2 a
	被害金額	2,513 千円	2,264 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>日上市鳥獣被害対策実施隊が、銃及びくくりわなでイノシシを捕獲し、焼却処分を実施した。</p> <p>ハクビシン及びアライグマは、農地周辺に箱わなを設置し、捕獲・焼却処分を実施した。</p>	<p>実施隊隊員の高齢化が進んでいるため、将来に向けた人材確保が課題である。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>県の鳥獣被害防止施設整備支援事業を活用し、農地への電気柵等の設置を推進した。</p> <p><設置延長(R7. 3. 31 現在)> 県補助事業 22,920m</p>	<p>防護柵の設置が戸別単位であるため、周辺にある防護柵が未設置の農地への被害が危惧される。</p>
生息環境管理その他の取組	<p>農地への侵入防止策や効果的な箱わなの設置場所等を記載したチラシを、公共施設へ掲出して市民への周知を図った。</p>	<p>野菜残渣や放任果樹など、有害鳥獣が好む環境の排除が重要であることを周知する必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

- ・より迅速な被害状況の確認
有害鳥獣による被害や出没に関する情報を入手後、速やかに現場確認と対策の指導を実施する。
- ・侵入防止柵の設置推進
農作物の被害軽減を図るため、各種補助制度を活用し、農家に対して電気柵などの侵入防止柵の設置を推進する。
- ・市報等の活用による周知活動
有害鳥獣の市街地への定着を未然に防ぐため、市報や公式 SNS を活用し、生息しにくい環境の整備、野菜残渣や放任果樹の防止など周知を図る。
併せて、市街地にイノシシ等の有害鳥獣が出没しているため、「近づかない」「刺激しない」「餌をあげない」などを周知する。
- ・捕獲従事者の確保
日立市鳥獣被害対策実施隊隊員の高齢化や狩猟免許取得者の減少を考慮して、捕獲従事者の確保に努める。
- ・近隣市町村との連携強化
近隣市町村と情報共有を図り、効果的な捕獲活動を展開する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・猟友会日立支部会員により編成された日立市鳥獣被害対策実施隊に捕獲を依頼し、銃、くくりわな及び箱わなによる捕獲活動を実施する。
- ・併せて、迅速かつ効果的な対応が行えるよう、日立市鳥獣被害対策実施隊を含めた関係機関により、情報共有を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～令和10年度	イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ニホンジカ カラス カモ ヒヨドリ	<ul style="list-style-type: none">・箱わななど捕獲機材の増量を図り、有害鳥獣の捕獲活動を推進する。・日立市鳥獣被害対策実施隊隊員の育成と確保に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、カラス及びヒヨドリ 直近3箇年（令和4年度から令和6年度）の捕獲実績の平均捕獲頭数から、それぞれ捕獲計画数に設定する。 ・ニホンジカ及びカモ 直近3箇年（令和4年度から令和6年度）の捕獲実績が僅小であり、生息状況が不明であるため、捕獲計画数は設定しない。 				
【捕獲実績】				
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均捕獲頭数
イノシシ	230頭	317頭	345頭	297.3頭
タヌキ	98頭	165頭	238頭	167.0頭
ハクビシン	70頭	47頭	129頭	82.0頭
アライグマ	8頭	23頭	62頭	31.0頭
ニホンジカ	—	—	1頭	0.3頭
カラス	105羽	99羽	62羽	88.7羽
カモ	—	—	—	—
ヒヨドリ	90羽	41羽	199羽	110.0羽

【捕獲計画数】

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
タヌキ	170頭	170頭	170頭
ハクビシン	80頭	80頭	80頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭
ニホンジカ	—	—	—
カラス	90羽	90羽	90羽
カモ	—	—	—
ヒヨドリ	110羽	110羽	110羽

捕獲等の取組内容	
・捕獲手段	銃及びわな（くくりわな、箱わな）
・実施予定時期	通年（被害発生状況により実施）
・捕獲予定場所	市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
・実施隊は、4月から11月の猟期外の期間にイノシシの有害捕獲を目的とした巻き狩りを実施しているが、市としては特にライフル銃の使用を制限していない。	
・ライフル銃は、ライフル銃以外の銃に比べ銃弾の直線性が優れ、命中精度が高いメリットがあることから、実施隊では巻き狩りにおいて、射手の待ち伏せ位置からイノシシまでの距離が長い場所に、ライフル銃所持隊員を配置している。	
・ライフル銃、ライフル銃以外の銃のいずれであっても、銃器の使用方法を誤ると大きな事故につながることから、朝礼時の安全確認とともに、射手の位置は必ずバックストップのある場所を選定する等を徹底し、事故のないよう慎重に活動を行っている。	
・巻き狩りは、本市の山間部（十王町高原地区、十王町黒坂地区、中里地区）において、事前に見切りを行い、入山者等の有無を確認するなど、安全を最優先に行っている。	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ニホンジカ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カルガモ及びヒヨドリを含む鳥獣22種について、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年条例第44号）により権限移譲済み。

4 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ニホンジカ	電気柵及びワイヤーメッシュ柵等について、被害状況等を把握した上で、整備検討する。
カラス カモ ヒヨドリ	防鳥ネット等について、被害状況等を把握した上で、整備検討する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ニホンジカ カラス カモ ヒヨドリ	侵入防止柵設置後の適正な維持管理を指導する。

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

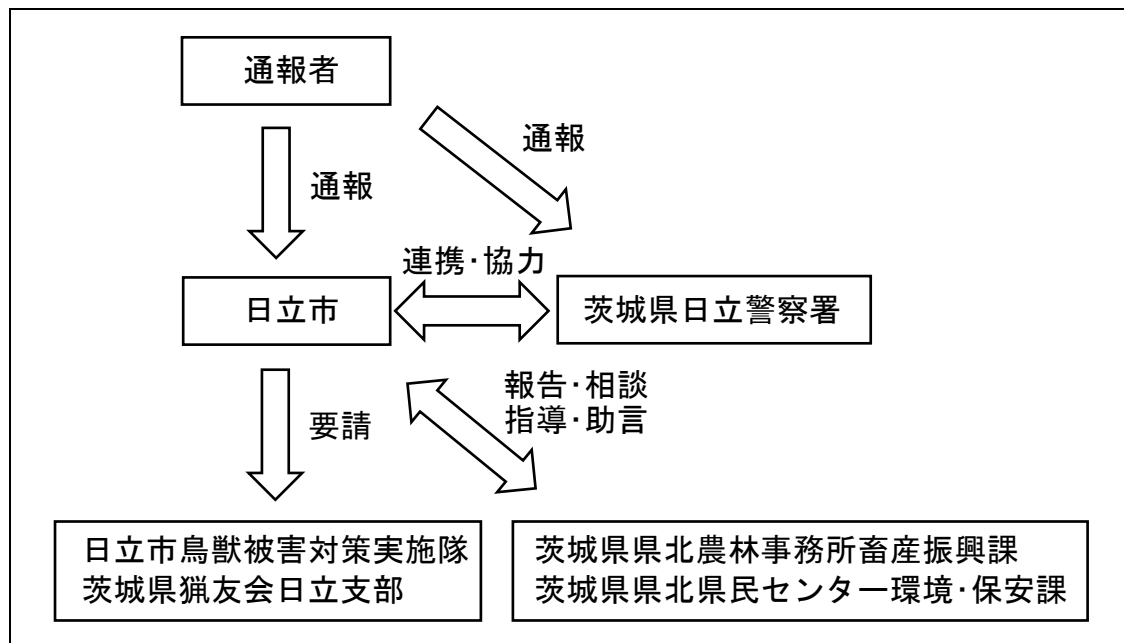
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～令和10年度	イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ ニホンジカ カラス カモ ヒヨドリ	農作物の残渣や放任果樹の適正処分をはじめ、藪の草刈りなど農地周辺的环境整備について、市報や公式 SNS 等により周知を図る。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
日立市	市民へ周知するとともに、警察署をはじめ、猟友会及び県と連携した対応を図る。
日立市鳥獣被害対策実施隊	市と連携して対応を図る。
茨城県猟友会日立支部	市と連携して対応を図る。
茨城県日立警察署	通報等に基づき対応を図る。
茨城県県北農林事務所 企画調整部門振興・環境室 畜産振興課	市と連携した対応や本庁への連絡
茨城県県北県民センター 環境・保安課	市と連携した対応や本庁への連絡

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

原則持ち帰り、市清掃センターで焼却処分を行う。
焼却処分に係る市清掃センターの手数料は、免除とする。
地形的要因等で持ち帰りが困難な場合は、埋設処理を行う。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の影響で、食用利用は困難である。
ペットフード	福島第一原子力発電所事故による放射能汚染の影響で、食用利用は困難である。
皮革	現状の利用はない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現状の利用はない。

(2) 処理加工施設の実施

現状の実施はない。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

現状の実施はない。

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	日立市有害鳥獣対策連絡会議
構成機関の名称	役割
日立市産業経済部農林水産課	事務局、鳥獣保護管理、防除技術の指導、被害調査、啓発活動
日立市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲実施・情報提供
茨城県猟友会日立支部	有害鳥獣の捕獲実施・情報提供
常陸農業協同組合 高萩営農経済センター	被害農家からの情報提供、防除技術の指導
茨城県日立警察署	事故防止の指導、住民の安全確保等
茨城県鳥獣保護管理員	有害鳥獣に関する指導・助言
茨城県県北県民センター 環境・保安課	鳥獣保護管理に関する助言
茨城県県北農林事務所 企画調整部門振興・環境室 畜産振興課	有害鳥獣に関する情報提供
農業者代表	有害鳥獣に関する情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
常陸太田市、高萩市	鳥獣被害防止に関する情報交換及び連携
茨城県農林水産部農地局 農村計画課	鳥獣被害防止に関する指導・助言
茨城県県民生活環境部 環境政策課	野生鳥獣の保護管理に関する指導・助言
茨城県農林水産部畜産課	野生イノシシ等の家畜伝染病に関する指導、助言
茨城県県北家畜保健衛生所	野生イノシシ等の家畜伝染病に関する指導、助言
茨城県イノシシ等被害防止 対策協議会	情報交換、講習会等の開催

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- | | |
|---------|-----------------|
| ・実施隊の名称 | 日立市鳥獣被害対策実施隊 |
| ・実施隊設置日 | 平成27年4月1日 |
| ・隊員の定数 | 25人 |
| ・現隊員数 | 20人（令和7年4月1日現在） |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する市町村と鳥獣被害防止に関する情報交換を定期的に行い、継続的な連携を図る。